

特講セ発第 24 号
令和 6 年 5 月 20 日

都道府県警備業協会会長 殿

一般社団法人
警備員特別講習事業センター
理事長 藤本 哲哉

雑踏 1 級実技科目「折りたたみ式車椅子による搬送要領」の一部変更について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、特別講習事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、負傷者役が車椅子より降りる際、警備員の終了申告に合わせるよう急ぎ、フットレストにつまずき、転倒し負傷する事故が散見されます。今後の事故防止を検討した結果、実技の内容を一部変更することといたしました。

つきましては、下記のとおり変更となりますので、事務局並びに委嘱講師にご周知いただきますようお願いいたします。

謹白

記

1 適用実施日

令和 6 年 6 月 1 日（土）

2 変更概要

受講者の終了申告時、負傷者役は車椅子に座ったままとする。

※講師マニュアル 111 ページの(14)（負傷者は降りる。）を（負傷者は乗ったままの状態）に変更する。

3 その他

マニュアルの差し替え資料等の配布はございません。

以上

本件問合せ先

事務局 邨田 昌英

電話 03-5321-7655

メール m-murata@csst.jp